



自治労連
新聞

ふりーじあ

全国自治団体労働組合連合

ふりーじあ 第43号

発行日：令和元年12月

自治労連教宣部発行

本部 〒114-8508 東京都北区王子本町1-15-22 北区役所B1 全連協事務所内 (03)3907-5177

代表者書記長会議

10月26日(土)・27日(日)の二日間、福岡市内で代表者書記長会議が開催され、今年は、全国の11単組28名の代表者・書記長クラスが参集しました。

まず、自治労連久富中央執行委員長が、「自治労連の活動について」過去から現在、そして未来へ」と題して講演を行いました。講演では、過去、現在、未来へと時間軸をもとに自治労連の活動についてお話しいただきました。過去編では、自治労連の始まり、自治労連の綱領、労働運動の歴史から自治労連の誕生の時代背景を、現在編では、自治労連の事業、専門部の活動、2019年度運動方針、2020年人事院勧告を、未来編では、大きく変わる時代背景、働くことの意味を伝えました。

また各編の合間に、小休憩として「自分一人ぐらい：：ではなく自分が！」、「みんなでやろう！実は：自分一人でもやる」という寓話を交え、人材を育てる重要性についての話もありました。



『模擬交渉』

第50回定期大会で出席代議員から提案のあった、交渉能力の向上を目指した「模擬交渉」を初めて実施しました。これは、各単組での要求事項を勝ち取るための交渉力を養うことを目的に初めて試みたものです。

模擬交渉では、参加者が、それぞれ「組合」「当局」「講評」の3班に班分けし、2つの議題について交渉を行いました。

組合側は、組合員とその家族を背負っている覚悟、当局側は市長決裁後の決裁内容を変更できない覚悟でそれぞれ交渉に臨みました。普段は組合側の立場で交渉を行っているため、当局側役の立場で模擬交渉を行った参加者は、その考え方に苦慮する場面もありましたが、この体験により、当局がどのように組合との交渉を進めているかを理解することができ、今後、各単組で交渉の場に活かせると思います。



『自治体職員法務研修会』

自治労連の森顧問を講師に、令和2年度から開始される「会計年度任用職員制度」について、改正された地公法を基に説明していただきました。

臨時的任用職員・非常勤職員であること。常勤・非常勤の要件として職の位置づけ整理の必要性の話がありました。

常時勤務を要する職として

(ア)相当の期間任用される職員を就けるべき業務に従事する職であること(従事する業務の性質に関する要件)

(イ)フルタイム勤務とすべき標準的な業務の量がある職であること(勤務時間に関する要件)
 があげられます。

地公法3条3項3号では特別職の定義の厳格化が規定され、いわゆる嘱託職員・特別職ということが明文化されています。そのため現在嘱託員としている職員の一般職化が必要です。

会計年度任用職員制度については、既に条例化された団体、これから提案のある団体とありますが、いずれも制度の適切な理解と運用が求められ、それに基づく予算措置も必要になっていきます。

また、一般職化に伴い、三六協定と懲戒処分仕組みへの理解も必要であることから、あわせて説明いただきました。

参加者からは、各団体の現状を踏まえた質疑があり、より理解を深めることができました。

前日の模擬交渉における焦点であった公有財産に関する取扱いについても解説いただき幅広く交渉を行うための法務の基礎を学びました。



加盟単組

定期大会特集2

平成31年4月26日、うるま市役所労働組合は第53回定期大会を開催し、活動経過報告並びに決算、活動方針及び予算が審議され、全会一致で承認されました。

瑞慶山執行委員長が再任され、「令和の新时代という節目に組合員が役割を再認識され、労働条件、職場環境の改善と一緒に取り組んでまいりたい」と挨拶しました。

今後も、「自由にして民主的な労働運動」を理念に住民優先を基本に据え、住民や組合員の理解を得ながら、組合活動をよりよくお願いいたします。

うるま市役所労働組合

～第53回定期大会～

4月26日(金) 赤崎レストラン



石垣市職員労働組合

～第55回定期大会～

4月19日(金)



石垣市職員労働組合第55回定期大会では、鹿川執行委員長が再任され、若い組合員が増えたことに触れ組合はなれが続く今の時代に若い世代が、積極的に活動することにより組合が元気になっていく。自分をもっとアピールしていただきたいとあいさつし、自己研鑽給付金を支給することは報告しました。

平成から令和へ元号が変わると同時に我々執行役員も心機一転し、皆さまからいろいろな意見を遠慮なく言ってもらえるような環境づくりをし、皆様方からいただいた声を、実現、見直しをし、組合員及び共済会との交流を深め、今後の活動に反映したいと考えております。

皆さまと共により一層全力で取り組んでいきますので、ご協力をよろしくお願いたします。

大村市職員組合

～第54回定期大会～

7月19日(金)大村パークベルズ



役員改選による新執行部発足後に初めて迎える定期総会、また台風が接近していたこともあり、大きな不安と緊張の中に当日を迎えました。心配された台風の影響もほとんどなく、自治労連の慶山書記次長をはじめ多数のご来賓の皆様にご臨席いただき、無事に定期総会を迎えることができました。

総会は、松本新執行委員長の、「残業」と「スピーチ」は短く!という内容に反した長〜!あいやつに始まり、先行き不安な船出ではありましたが、すべての議案に承認をいただきました。

今年は、中央に倣って議案集に自治労連HPへのQRコードを掲載し、1人でも多くの組合員に自治労連の活動を知っていただくとともに、自治労連の理念を守り、承認された活動方針等に則ってしっかりと活動してまいります。

熊本市役所第一職員労働組合

～第54回定期大会～

7月26日(金)メルパルク熊本



大会では、福田執行委員長の挨拶に始まり、自治労連の粟田副中央執行委員長をはじめ、連合熊本、熊本市など各界よりご祝辞を賜りました。

その後、執行部より平成30年度活動経過報告及び決算報告を行い、活動の振り返りを行いました。引き続き、令和元年度運動方針、一般会計・特別会計予算について提案し、大会代議員の満場一致で承認されました。

組合は、本年度の運動方針を軸とし、「自由にして民主的な労働運動の基本理念」の下、本市の復興・発展のため、また組合員のライフワークバランスの推進、賃金・労働条件の向上を目指して活動してまいります。

全北区職員連絡協議会

～第35回定期大会～

7月26日(金)



長洲町職員組合
令和元年度定期大会、
7月31日(金) ホテル有明会館

令和元年度定期大会が開催され、事業計画・予算等の全ての案件が承認されました。来賓代表として自治労連の澤重書記長よりご挨拶をいただきました。

就任2年目の磯野執行委員長の挨拶では、就任1年目で組合の目標の一つとして「職員間の交流を深める」を掲げていましたが、昨年は長らく休止していた球技大会を開催するなど交流を深める活動ができたこと述べられました。

今年度においても、組合員の日々の業務が多忙を極める中ではありますが、組合活動をおして、より良い職場環境づくりに取り組んでまいりたいと考えています。

定期大会後は恒例の懇親会が開催し、磯野執行委員長の挨拶にあった組合員間の交流を深めました。

35回目を迎えた今回の総会では、これまで区側に対し要求してきた、富士山噴火時を想定した職員へのゴーグル配布や、学校職場での破損蛍光灯等の危険物の取扱指導の徹底などの他に、「本庁地下食堂の廃止及びコミュニケーションペーイス化」といったより組合員に身近な内容を新たに追加して要求していくことを確認しました。

また役員改選により、これまで長い間全連協を牽引してきた議長が退任し、三役が一転することとなりました。新体制では、組織の若返りを図り、レモンのようなフレッシュなイメージとネットワークの良さを活かしながら、組合員のこれまで以上の団結を促し、区民に理解される民主的労働運動を邁進してまいりたいと思います。

なお、総会終了後は懇親会を開催し、まだまだ経験の浅い新役員とこれまで全連協を支えてくれたベテランの先輩方で公務員人生について熱く語り合い親睦を深めました。

東北町職員組合

～第51回定期大会～

8月23日(金)

青森原燃テクノロジーセンター



第51回通常総会では、当日の開始前に来賓に若干のハプニングがあったものの、多くの来賓のご臨席のもと予定どおりに総会が開催されました。

蛭沢執行委員長の挨拶から始まり、ご臨席いただいた方々よりご祝辞を賜り、活動経過報告及び決算報告、新年度の活動方針案並びに収支予算案が審議され、すべての議案に対し満場一致で承認されました。

また、任期満了に伴う役員改選が行われ、新たな執行部体制が承認されました。

総会終了後は恒例の懇親会を開催し、来賓を交えて和やかな雰囲気の中、お楽しみ抽選会が行われ懇親会は無事終了となりました。

自治体法務入門講座

法に明るい職員をめざして

全国自治団体労働組合連合

顧問 森 幸二

連載

第5回 行政財産の目的外使用許可について

(組合事務所の課題)

庁舎内にある組合事務所は、「目的外使用許可」を得て置かれています。目的外使用許可は、「許可」ではありませんが、公の施設の使用許可(例：体育館の利用)とは性質が異なります。

用許可についての許可条件は規則で、使用料やその減免基準は条例で定めるところとされています(自治法238条の4第7項、228条1項)。

公の施設の使用許可は、住民が当然に持っている公の施設を利用する権利について、利用目的を確認したうえで、他の利用希望者との調整を行うものです。一方、目的外使用許可は、本来は住民が利用できない財産(庁舎)や行うことができない利用形態(自販機の設置など)について、それを可能にするための特別の権利を設定する行政処分です。法令上の表現は許可ですが、講学上は特許というものに分類されます。

庁舎に恒常的な空室がある場合は、財産の有効活用の一つとして、契約によって貸し付けることができます(自治法238の2第4項)。貸付料は、目的外使用許可の場合とは異なり規則で定めません。組合事務所についても、目的外使用許可ではなく、この貸付契約によるべき場合もあると考えられます。

自治法においては、「行政財産の使用許可」と規定されています。しかし、行政財産である公の施設における本来の設置目的に従った許可(使用許可)との区別を明確にするため、実務上、「目的外使用許可」と呼ばれています。目的外使

新庁舎の設置によって、組合事務所についての使用料の増額、つまり、使用料の減免額の改定を当局から申し入れられている組合もあるようです。問題解決のポイントを挙げておきます。

①減免を受けている他の団体についても改定するのかを確認する。

他の公共的団体と差別、あるいは、優遇されることはおかしい。

②他の要求項目と一緒に交渉しない。

最終的には、条例・規則の解釈の問題として処理されるべきであり、当事者の意思のみで決定できることではない。

大切なことは、「組合」として「当局」から庁舎の一部を借りているのではなく、「一団体」として「自治体」から目的外使用許可(あるいは貸付け)を得ているのだという「建前」をきちんと自覚し、確保しておくことです。それが、減免について当局の恣意を防ぎ、さらには、住民の理解を得ることに繋がります。

教育宣伝部からのお知らせ

【法務相談室について】

組合活動や仕事の中での法的な疑問等について、森顧問までご相談ください。

連絡先は kusu4809@yahoo.co.jp です。

【募集します】

各単組の風景写真(HP掲載用)や大会・イベント情報をお待ちしています。メールにて記事と写真を自治労連本部までお送り下さい。